

令和3年10月14日

報道機関各位

青森県選挙管理委員会事務局

#### 第49回衆議院議員総選挙における啓発活動の取組について

青森県選挙管理委員会では、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に向けて、Z世代と呼ばれる若い世代を始め、広い世代へ投票に行くことを呼びかけるため、青森県平川市出身の駒井蓮さんを起用し、『「この手で選べる、これからの未来」「たった一票、信じてみよう。」』をキャッチコピーに、県内各市町村と連携し、様々な啓発活動を展開していきます。

- ・第49回衆議院議員総選挙啓発推進事業計画
- ・啓発物資デザイン（ポスター原案）
- ・各市町村における啓発活動予定

※ 各市町村の啓発活動予定につきましては、各市町村選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

報道機関用提供資料	
担当課	選挙管理委員会事務局
担当者	選挙グループ 奈良岡GM、岡村、佐々木
電話番号	直通：017-734-9076 内線：5363、5366
事務局長	田口 晋 内線：2110

## 第49回衆議院議員総選挙啓発推進事業計画

推進事業の種類	媒 体	県	市町村	事 業 内 容
1 テレビコマーシャル	15秒スポットコマーシャル	○		テレビコマーシャル放映により、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。 (RAB、ATV、ABAで各20回、投票日を含む前8日間放映)
2 ラジオスポット	15秒スポットコマーシャル	○		ラジオコマーシャル放送により、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。 (RABラジオ、FM青森で各15回、投票日を含む前4日間放送)
3 啓発資材	ポスター	○	○	啓発用ポスターを作製し、市町村役場、デパート、スーパー、公共施設などに掲示する。
	懸垂幕	○	○	懸垂幕を作製し、市町村の庁舎等に掲示する。
	横断幕	○	○	横断幕を作製し、県庁正面入口に掲示する。
	花の種	○		メッセージ入り花の種を作製し、期日前投票所、投票所で配布する。
4 新聞広告	新聞	○		東奥日報、デーリー東北、陸奥新報に新聞広告を掲載する。(投票日の2日前)
5 SNS等を活用した情報発信	特設ホームページ	○		特設ホームページにテレビコマーシャル動画等を掲載するとともに、選挙期日や期日前投票所等について周知する。
	SNSへの動画配信	○		テレビコマーシャル動画をTwitter、Facebook、Instagram、Youtube等で配信する。
	SNSによる情報発信	○		県選管のTwitter及びFacebookを活用し、選挙期日等を情報発信する。
	各種アプリへの広告配信	○		各種スマートフォンアプリに、バナー広告を配信する。
	インターネット上への広告配信	○		Yahoo!JAPAN及びYahoo!BB等のトップページに、バナー広告を配信する。
6 バス車内広告	ポスター	○		県内バス会社のバス車内にポスターを掲示する。 (青森市営バス、弘南バス、八戸市営バス、南部バス、下北交通、十和田観光電鉄)
7 鉄道広告	ポスター	○		JRの県内主要駅にポスターを掲示する。
		○		JRの県内主要路線中吊り広告スペースにポスターを掲示する。 県内私鉄中吊り広告スペースにポスターを掲示する。 JR青森駅、JR弘前駅の「J・ADビジョン」による広告。
8 高校生メッセージリレー	SNS等	○		県内高校生が投票を呼びかけるメッセージボードを持った画像(1分毎に更新)を、県選管の特設ホームページ及びSNS(Twitter及びFacebook)に掲載する。
9 ラッピング電気自動車を活用した広告	ラッピングカー	○		今回のポスターデザインで装飾したラッピングカー活用して、期日前投票所等を巡回する街頭宣伝啓発を行う。
10 大学生サポーターによる啓発		○		選挙啓発用チラシ、ポスターを作製し、関係箇所へ配布する。 選挙啓発用動画を作製し、県選管の特設ホームページに掲載する。
10 その他	選挙公報	○		選挙公報を作製し、空きスペースに啓発広告、コロナウイルス感染防止対策を入れる。
	パブリシティ	○		県選管事務局長等がテレビ番組に出演し、投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。
	庁内放送	○	○	庁内放送を利用して投票日等を周知する。
	店内放送	○		デパート、ショッピングセンター等へ依頼し、店内放送により投票への参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。
	県明るい選挙推進協議会会長談話	○		公示日前日に県明推協会会長談話を報道機関に発表する。
	県選挙管理委員会委員長談話	○		投票日前日に県選管委員長談話を報道機関に発表する。
	県の広報媒体	○		広報広聴課の広報媒体を活用し、選挙期日等についての周知を図る。

## 第49回衆議院議員総選挙における啓発活動予定(令和3年10月14日現在)

※ 令和3年10月14日現在の状況から活動内容が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。

市町村名	
青森市	① 広報車巡回(10/20~10/31、市内一円) ② 市内ショッピングセンター等での店内放送による投票日の周知と投票参加の呼びかけ(10/20~10/31) ③ 期日前投票所における啓発物資(花の種)の設置(10/20~10/30)
弘前市	① 広報車による市内巡回広報 ② 市内有線放送及び大型商業施設等の店内放送利用による啓発宣伝 ③ 市広報誌及び同時配布するチラシによる啓発宣伝 ④ 市ホームページによる啓発宣伝 ⑤ 公共施設への啓発ポスターの掲示
八戸市	① 広報紙を作成し、市内全世帯へ配布 ② 広報車を巡回 広報車2台で市内巡回し、投票を呼びかける(10/30~10/31) ③ 横断幕掲示(広報車) 掲示期間:投票日前日、当日(10/30~10/31) ④ 横断幕掲示(南郷事務所) 掲示期間:公示日から投票日まで(10/19~10/31) ⑤ 懸垂幕掲示(市庁) 掲示期間:公示日から投票日まで ⑥ 市内ショッピングセンター等での店内放送による投票よびかけ ⑦ 市内スーパーのチラシ広告掲載による投票よびかけ ⑧ 高校生メッセージリレー写真展 ⑨ 期日前投票所での花の種設置
黒石市	① 広報車による市内巡回(10/23及び10/31) ② 市内スーパー等への啓発グッズ(不織布マスク)設置(選挙期間中) ※コロナ禍のため店頭での配付は自粛 ③ 期日前投票及び当日投票所へ啓発グッズ(不織布マスク)設置
五所川原市	① 県選管から配布されたポスターを立佞武多の館、五所川原駅、市民体育館等の公共施設約30ヶ所に掲示する。 ② 懸垂幕を作成し、五所川原市役所本庁舎、金木総合支所2ヶ所に掲示する。 ③ すべての期日前投票所及び投票所の投票者に対し、県選管から送付された「花の種」を配布する。 ④ 市のホームページに掲載し、情報発信する。 ⑤ 五所川原市選挙管理委員会ツイッターを活用し、情報発信する。 ⑥ 選挙啓発サポーターである青森県職業訓練短期大学の学生に期日前投票立会人を打診している。(現在、回答待ち)。 ⑦ 五所川原市役所本庁舎及びつがる総合病院において庁内放送を利用し、投票日等を周知する。 ⑧ エルムショッピングセンターにおいて庁内放送を利用し、投票日等を周知する。 ⑨ FMごしょがわらによるラジオコマーシャル放送により、情報発信する。(FMごしょがわらは五所川原市内のみ聴取可能) ⑩ 五所川原市役所本庁舎及びつがる総合病院において、情報モニター放映を利用し、投票日等を周知する。 ⑪ 第4期日前投票所(エルム旧文化センター)の混雑状況を市ホームページによりリアルタイムで把握できるようにする。
十和田市	① 移動期日前投票所(市内の4高校)開設に向け、事前に高校へ出向き、生徒に対し啓発(お知らせ)する(一部高校)。 また、校内にポスター掲示、啓発用マスクの配布(3年生)を行う。 ② 商工会議所を通して、市内の商業店舗等にポスター掲示を依頼する。 ③ 選挙公報配布時に、市で作成のチラシを挟み込んで配布する。 ④ 同報系防災行政無線で広報する。 ⑤ 県選管から提供のあった「花の種」を期日前投票所で配布。
三沢市	① 市のHPへ掲載 ② 庁内放送 ③ 防災無線 ④ 市のケーブルテレビによる文字放送 ⑤ 選挙用チラシの配布 ⑥ 県選管から提供のあった「花の種」を期日前投票及び投票所で配布
むつ市	① 選挙周知チラシを新聞折込により市内全域へ配布する。 ② 市の公式HPやLINEなどSNSを使った広報啓発を行う。 ③ 市の放送施設(防災行政無線)を使用し、10月19日(火)、30日(土)、31日(日)の3日間、1日1~2回、投票を呼びかける放送を行う。 ④ 市内商業施設(13店舗)内で投票を呼びかける放送を行う。期日前投票所のある商業施設(1店舗)では10月23日(土)~31日(日)の9日間、それ以外の商業施設(12店舗)では10月30日(土)、31日(日)の2日間行う。 ⑤ 地域密着型FMラジオ局(FMアジュール)で投票を呼びかける放送を10月20日(水)~31日(日)の12日間行う。 ⑥ 市内店舗(1~2社)で発行されるレシートやチラシに投票を呼びかける内容を印字する。 ⑦ 公共運動施設の電光掲示板に投票を呼びかける内容を表示する。 ⑧ 青森県選挙管理委員会の広報(ラッピング)カーが市内で街頭宣伝啓発を行う。 10月23日(土)午前中に市内を巡回し、昼の時間帯は市役所駐車場及び期日前投票所を開設している商業施設のイベントカースペースで駐車・充電しながら市民の皆様へ向けて広報啓発を行う。 ⑨ 期日前投票所で青森県立大湊高等学校生徒のメッセージリレー写真パネルを展示する。展示場所・期間は、市役所期日前投票所で10月20日(水)~30日(土)の11日間、出前期日前投票所を開設する青森県立大湊高等学校では10月28日(木)15:30~17:00実施する。
つがる市	① イオンモールつがる柏にてポケットティッシュの配付(10月24日)

## 第49回衆議院議員総選挙における啓発活動予定(令和3年10月14日現在)

※ 令和3年10月14日現在の状況から活動内容が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。

市町村名	
平川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報車による市内巡回広報</li> <li>② 公共施設へ啓発ポスターの掲示</li> <li>③ 広報による選挙に関する啓発</li> </ul>
平内町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報車による町内巡回及び防災無線による期日前投票呼びかけ</li> </ul>
今別町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 懸垂幕の掲出(受領後、庁舎へ掲出)</li> <li>② ポスターの掲示(受領後、庁舎へ掲示)</li> <li>③ 町内放送(期日前投票期間及び投票日当日。町内の全世帯へ投票日等の周知、投票の呼びかけ)</li> <li>④ チラシの配布(町内の全世帯を対象に投票日等を記載したチラシを作成し、配布する)</li> </ul>
蓬田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 期日前投票開始日から投票日当日まで、防災無線を利用し村内全域に広報活動を行う。</li> </ul>
外ヶ浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報車(10/30)</li> <li>② 広報無線(10/25～10/30)</li> <li>③ チラシ配布(10/14)</li> </ul>
鱒ヶ沢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 選挙期日や投票所等の情報を掲載したチラシを毎戸へ配布し、投票の啓発を図る。(10/14)</li> <li>② 町HP上の特設ページへ、選挙期日や期日前投票所等の情報を掲載し、周知を図る。(10/17～予定)</li> <li>③ 町防災無線により、投票を呼びかける。(10/20～)</li> <li>④ 投票日前日(10/30)、広報車で町内を巡回し、投票を呼びかける。</li> </ul>
深浦町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 役場庁舎等に懸垂幕、ポスターの掲示(受領後直ちに)</li> <li>② 役場庁舎付近で花の種子の配布(受領後直ちに)</li> <li>③ 防災行政用無線による啓発(期日前投票期間中)</li> <li>④ 広報紙【全戸配布】の発行(10/15)</li> </ul>
西目屋村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 庁舎にポスター、懸垂幕を掲示する。</li> <li>② 西目屋村ホームページ掲載(特例郵便等投票(10月6日付け)や衆議院議員総選挙について(解散後掲載))</li> <li>③ 回覧で周知する(解散後)</li> <li>④ 期日前投票では、県選管からの「花の種」で啓発活動</li> <li>⑤ 総務省作成のリーフレットを村内の温泉(3箇所)や公共施設に配布する。</li> </ul>
藤崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 懸垂幕による広告</li> <li>② ポスターによる広告</li> <li>③ 町の広報誌掲載依頼</li> <li>④ 町内放送</li> <li>⑤ 広報車による巡回広報</li> </ul>
大鰐町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発用ポスターを役場庁舎等に掲示</li> <li>② 懸垂幕を役場庁舎に掲示</li> <li>③ 役場庁舎への選挙看板掲出による投票日の周知</li> <li>④ 庁内放送を利用して投票日等を周知</li> </ul>
田舎館村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報車(10/28予定 村内全域)</li> <li>② 無線放送(10/16, 23, 30予定)</li> <li>③ 選挙チラシ配布(10/14予定 全世帯)</li> </ul>
板柳町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内無線放送で投票日等のお知らせ</li> <li>② 町選挙広報の毎戸配布</li> <li>③ 町公式HPにより、投票等に関する情報を掲載</li> <li>④ 金融機関、農協、スーパーに対し選挙啓発用ポスター掲示及びチラシ配布の依頼</li> </ul>
鶴田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① チラシの毎戸配布</li> <li>② 行政無線による広報</li> <li>③ 町HPによる周知</li> </ul>
中泊町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災無線による投票の呼びかけ(公示日翌日から投票日まで)</li> <li>② 公共施設への啓発ポスター掲示(県選管から到着次第から投票日まで)</li> <li>③ 庁舎へののぼりの掲出(役場庁舎、支所)(県選管から到着次第から投票日まで)</li> <li>④ 選挙啓発物品(花のタネ)配布(役場庁舎、支所)(10月18日から投票日まで)</li> </ul>
野辺地町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内放送による周知(期日前、当日)</li> <li>② HPによる周知</li> <li>③ SNSによる周知</li> </ul>

## 第49回衆議院議員総選挙における啓発活動予定(令和3年10月14日現在)

※ 令和3年10月14日現在の状況から活動内容が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。

市町村名	
七戸町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災無線を通じて、町民へ投票(期日前含む)を呼び掛ける</li> <li>② 県選管から届くポスター・懸垂幕等を関係施設へ掲示する</li> <li>③ 町HPやSNSを通じての呼びかけ</li> </ul>
六戸町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 庁舎へ懸垂幕の設置(県選管から配布されるものとは別に)</li> <li>② 防災無線、防災アプリを活用</li> <li>③ 町ホームページへの掲載</li> <li>④ 町内会への回覧(10月15日)</li> </ul>
横浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 懸垂幕、ポスター、花の種による公告(期日前投票所の役場庁舎内を中心に実施)</li> <li>② 防災無線放送による広報 10/25(月)～10/31(日)の間で5回</li> </ul>
東北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災無線による広報(10/20-10/31)</li> <li>② 東北町TVによる文字放送(10/20-10/31)</li> <li>③ 町ホームページによる啓発(10/13-10/31)</li> <li>④ チラシの毎戸回覧(10/21)</li> </ul>
六ヶ所村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発物資(ポスター、懸垂幕など)による広報(期日前投票期間及び投票日において役場庁舎等)</li> <li>② 役場庁舎大型電光表示システムによる広報(期日前投票期間及び投票日)</li> </ul>
おいらせ町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内大型商業施設内に啓発品を設置し、非接触による啓発活動を実施する。</li> <li>② 個包装マスクにチラシを封入し周知</li> </ul>
大間町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼稚園児、保育園児に啓発ぬり絵の作成依頼(10/6付)</li> <li>② 地元スーパーにぬり絵展示(10/19作業予定)</li> <li>③ 県作成ポスターと花の種を各施設に掲示、設置</li> <li>④ 期日前投票開始日、投票日当日分の新聞にチラシ折込(10/19、10/31)</li> <li>⑤ 地元スーパーにて明推協と街頭啓発。(マスク着用の上、投票の呼びかけ。配布物は無し。10/30)</li> <li>⑥ 防災無線での町内放送(10/19～)</li> <li>⑦ 公用車で町内へ放送(10/31)</li> </ul>
東通村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 懸垂幕・ポスターによる周知</li> <li>② 村HPによる投票日等の周知</li> <li>③ 村IP告知端末による投票日等の周知</li> <li>④ 防災無線による周知</li> </ul>
風間浦村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災行政無線にて期日前投票及び投票日当日の呼びかけ。(公示日から投票日まで)</li> <li>② 各家庭にチラシの配布。</li> </ul>
佐井村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 有線放送や各家庭に設置されているタブレット端末機への配信など</li> <li>② 選挙啓発に関するチラシの毎戸配布</li> <li>③ 懸垂幕、ポスターによる公告</li> </ul>
三戸町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内全世帯への周知・啓発用チラシの配布(10/19配布予定)</li> <li>② 防災無線による周知放送(町内一円・10/20から10/31まで期日前及び選挙当日の投票呼びかけ)</li> <li>③ 広報用テープの放送車巡回(10/20から10/29まで)</li> <li>④ 町ホームページへの記事掲載</li> </ul>
五戸町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 10月上旬から町保有施設において、選挙啓発用除菌ウェットシートを無人設置型により、配布。</li> <li>② 町内スーパー2店舗においても店頭選挙啓発用除菌ウェットシートを設置し、選挙名・投票日を周知。</li> </ul>
田子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町ホームページによる周知</li> <li>② 行政連絡物チラシによる周知</li> <li>③ 町内ケーブルテレビによる周知</li> <li>④ 当日の町内放送による選挙の呼びかけ</li> </ul>
南部町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所への啓発ポスター</li> <li>② 懸垂幕の掲示</li> <li>③ 期日前投票所での啓発用花の種の配布</li> </ul>

## 第49回衆議院議員総選挙における啓発活動予定(令和3年10月14日現在)

※ 令和3年10月14日現在の状況から活動内容が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。

市町村名	
階上町	<ul style="list-style-type: none"><li>① 広報はしかみ令和3年10月号(10月8日発行)折込文書の配布。</li><li>② 町ホームページへの掲載。</li><li>③ SNS (facebook町公式アカウント)への投稿。</li><li>④ 18歳登録者(R3衆議選挙時登録)へのポストカードの送付。</li><li>⑤ 防災無線(町内全域に複数回)。</li><li>⑥ 広報車巡回(町内全域に複数回)。</li><li>⑦ 懸垂幕(県製作)を役場庁舎等へ掲示。</li><li>⑧ 啓発ポスター(県製作)を町内事業所等へ掲示。</li></ul>
新郷村	<ul style="list-style-type: none"><li>① 期日前期間中、防災無線による周知放送</li><li>② 周知、啓発チラシの毎戸配布</li></ul>